

鎌 総 第 1690 号

令和元年（2019年）9月3日

鎌倉市議会議長

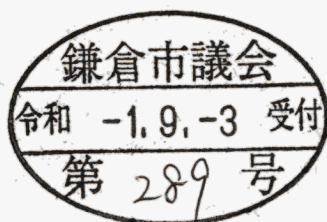
久 坂 く に え 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当（内線2242、2243）

議会受付番号	文書質問第 10 号
質問者	長嶋 竜弘議員
答弁する者	市長 (共創計画部交通政策課) (都市整備部道水路管理課) (都市整備部道路課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 10 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

令和元年 8 月 13 日午前 3 時 50 分頃、国道 134 号線稲村ヶ崎付近の歩道下の擁壁が打ち寄せる波で崩れている事が通報により発覚し、午前 7 時半頃から歩道通行止め、午後 3 時には 134 号線は片側交互通行とし、その後消波ブロック・土嚢の設置などの緊急対応が行われたところである。

現在お盆休み中であるが、片側交互通行の影響で 134 号線は渋滞しており、その影響で稲村ヶ崎～極楽寺～坂ノ下に抜ける裏道の市道も交通量が急激に増加している。

平成 28 年 4 月 14 日に稲村ヶ崎の崖の一部が崩落し、4 月 22 日に埋まっていた下水の圧送管が破損した時の修繕の工事で 134 号線の片側交互通行を行った時も、裏道の市道の交通量増加は酷いものであったが、あの時の状況が再来し長期化する事が想定される。

その後平成 28 年 6 月議会で、請願 1 号「子供達と高齢者の歩行空間の安全を守る為、生活道路におけるあらゆる対策を講じるよう、鎌倉市に対して、働きかけることを求める請願書」が全会一致で採択されて、この裏道の市道を「歩行者尊重道路」として位置づけ、整備を行うこととしているが、稲村ヶ崎小学校生徒の接触事故が 2 度起り、請願が採択されているにも関わらず、整備路線の優先順位を作為的とも思える最下位に位置づけ、3 年経過しても何もおこなわれていないのが現状である。

今後、「134 号線の擁壁修繕工事」はどういった内容でどのくらいの期間行われるのか、また「134 号線の渋滞対応策」、「裏道の市道の交通量増加への対応」、「歩行者尊重道路」としての対応をどのようにされるのか伺いたい。

2 質問の理由

住民の皆様の安全と通行する方々の利便性を確保する為の緊急対応が求められるため。

3 答弁

国道134号の稲村ガ崎三丁目付近の一部区間については、高波により道路擁壁が破損し、歩道が沈下したことから、現在、海側の歩道約250mの区間を通行止めとし、車道約50mの区間で片側交互通行を実施しています。

道路管理者である神奈川県藤沢土木事務所では、被害の拡大を防ぐための応急措置として消波ブロック等の設置を行い、道路の安全が確保されるまでの間通行規制を行い、今後、早期復旧に向け、必要な調査、工事を実施していくこととしています。

国道134号の渋滞対応策としては、県及び市のホームページ等で一部区間の片側交互通行について周知するほか、道路交通情報センターによるFM放送や、藤沢、横須賀、平塚の各土木事務所管内に設置されている道路情報提供装置により当該地における交通規制の情報提供を行っています。

また、市道への流入車両に対しては、星の井通り交差点付近の2箇所、及び稲村ヶ崎駅入り口交差点から鎌倉市道に入った箇所にそれぞれ「注意、渋滞多し」の立て看板を、また極楽寺三丁目桜橋付近、江ノ電極楽寺駅付近に「この先幅員狭し、通行注意」の立て看板を計5箇所設置して注意喚起を図っています。

なお、歩行者尊重道路の整備を行う優先順位は、「交通事故発生件数」「自動車走行速度」「ピーク時歩行者・自転車交通量」「ピーク時自動車交通量」を基に評価し、鎌倉市交通計画検討委員会での審議を経て決定いたしました。当該道路につきましては、歩行者尊重道路の位置付けに関わらず、現地の状況を踏まえ、必要な対策を検討してまいります。